



# 9月・10月の予定



## 9月

## 10月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6 サロンセミナー (H30.6月分振替)	7	8	9
10 ①	11	12	13 サロン セミナー	14	15	16
17 敬老の日	18	19	20	21	22	23 秋分の日
24 振替休日	25	26	27	28	29	30

月	火	水	木	金	土	日
1 ②	2	3	4	5	6	7
8 体育の日	9	10 ③	11	12	13	14
15 サロン セミナー	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 ④				

### 《9月》

①源泉徴収税額、特別徴収税額(8月分)の納付期限  
(9月10日まで)

※1)7月決算法人の確定申告と納税、1月決算法人の  
中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

### 【その他】

・7月に提出した算定基礎届に基づいて9月分からの新しい  
標準報酬決定通知書が所轄年金事務所(または健保組合)  
から送付されてきます。通知が届いたら各人に新標準報酬  
月額を通知するとともに、給料からの徴収に備え、被保険  
者保険料台帳や賃金台帳に移記しておきましょう。

### 《10月》

②社会保険料、児童手当拠出金(8月分)の納付期限  
(9月30日が休日のため、10月1日まで)

③源泉徴収税額、特別徴収税額(9月分)の納付期限  
(10月10日まで)

④社会保険料、児童手当拠出金(9月分)の納付期限  
(10月31日まで)

※2)8月決算法人の確定申告と納税、2月決算法人の  
中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

※3)個人住民税普通徴収 納付期限(第3期)

## イベント紹介

平成30年7月4日(水)

野村證券上本町支店の事業承継セミナーにて  
「あなたの大切な会社を守る！  
～新・事業承継税制活用のおすすめ～！」  
というテーマで講話致しました。



じょうの  
税理士上能は  
いつでも、どこへでも  
でかけていきます。

お気軽に声をかけて下さい。  
また、お近くへお越しの際は、  
いつでもお気軽にお越し下さ  
い。社員一同お待ちしております。

